

1 行田市自殺対策計画の概要について

(1) 計画策定の趣旨

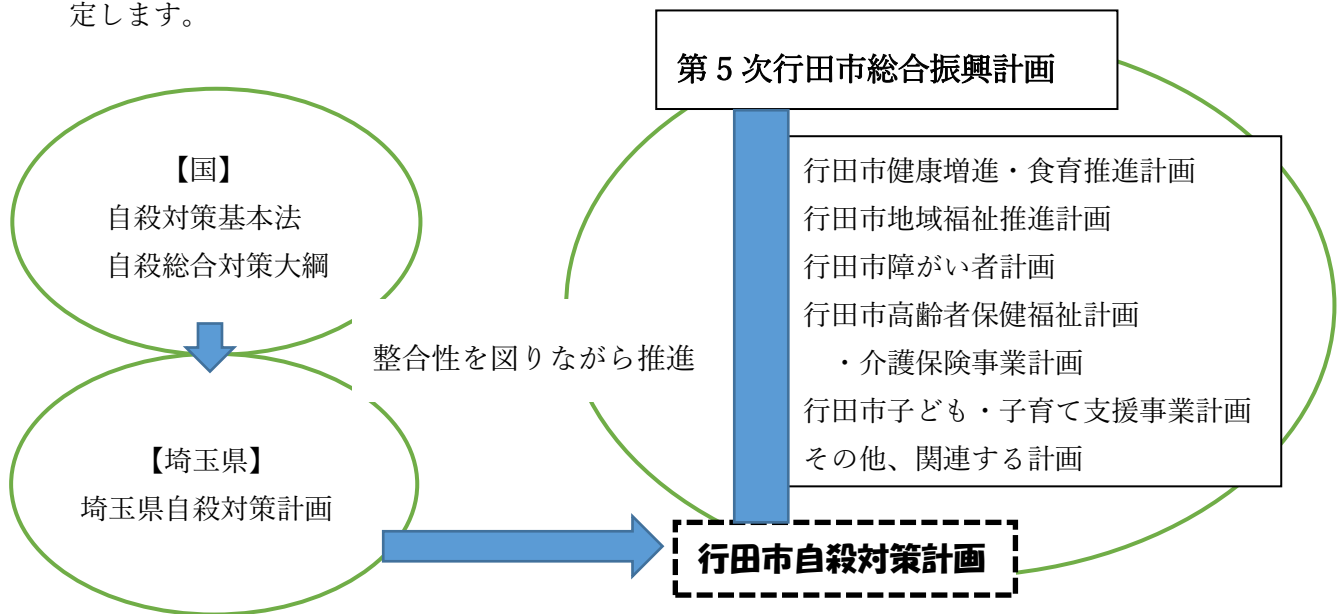
平成18年に自殺対策基本法が制定され、それまで「個々の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、平成28年4月には同法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、生きることの包括的な支援として、自殺対策の施策が拡充されました。また、平成29年7月には自殺対策の指針である自殺総合対策大綱が閣議決定されました。埼玉県においても、平成30年3月に埼玉県自殺対策計画を策定しています。

そこで、本市においても、今後の自殺対策の方向性を示す「行田市自殺対策計画」を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、平成28年度に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、市政の基本指針となる「行田市総合振興計画」、「行田市健康増進・食育推進計画をはじめとする関連部門の各種計画」及び「埼玉県自殺対策計画」との整合性を図りながら策定します。



(3) 計画の期間

令和2年から令和6年までの5年間

2 策定のタイムスケジュール

年月日		内容等
令和元年12月24日	第1回策定委員会	計画(素案)の検討
令和2年2月初旬	第2回策定委員会	計画(案)の検討
令和2年2月中旬	パブリックコメント	期間：2月15日～3月6日予定
令和2年3月中旬	第3回策定委員会	計画の決定

